

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都副知事の担任事項……………(政策企画局総務部管理課)……………一
- 公衆浴場入浴料金の指定……………(生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 令和四管理年度におけるまさは及びこまさはとまさはと太平洋系群に係る知事管理漁獲可能量の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二
- 技能検定員審査の実施……………四
- 教習指導員審査の実施……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………六
- 生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- (産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

## 告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………七

### ●東京都告示第千十三号

東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。

なお、令和四年東京都告示第六百一号(東京都副知事の担任事項)は、令和四年六月三十日をもって廃止した。

令和四年七月一日

東京都知事 小池 百合子

副知事	担任事項
武市 敬	一 次の局等に関すること。 財務局、主税局、都市整備局、環境局、建設局、港湾局、会計管理、住宅政策本部 二 次の行政委員会との連絡に関すること。 収用委員会
黒沼 靖	一 次の局等に関すること。 総務局、福祉保健局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場 二 次の行政委員会との連絡に関すること。 人事委員会
潮田 勉	一 次の局等に関すること。 政策企画局、子供政策連携室、生活文化スポーツ局、産業労働局、東京消防庁 二 次の行政委員会等との連絡に関すること。 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会
宮坂 学	一 次の局に関すること。 デジタルサービス局

### ●東京都告示第千十四号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十三年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金を次のように指定し、令和四年七月十五日から施行する。

なお、令和三年東京都告示第九百六十九号(公衆浴場入浴料金の指定)は、令和四年七月十四日限り廃止する。

令和四年七月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 公衆浴場入浴料金
  - (一) 十二歳以上の者一人についての入浴料金 五百円
  - (二) 六歳以上十二歳未満の者一人についての入浴料金 二百円
  - (三) 六歳未満の者一人についての入浴料金 一百円
- 二 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十四号)第二条第二項に規定するその他の公衆浴場(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第三項の規定に基づき特別区又は保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。)の入浴料金については、一の規定は適用しない。

### ●東京都告示第千十五号

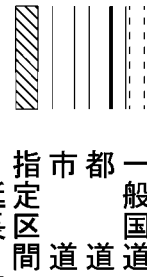
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年七月一日

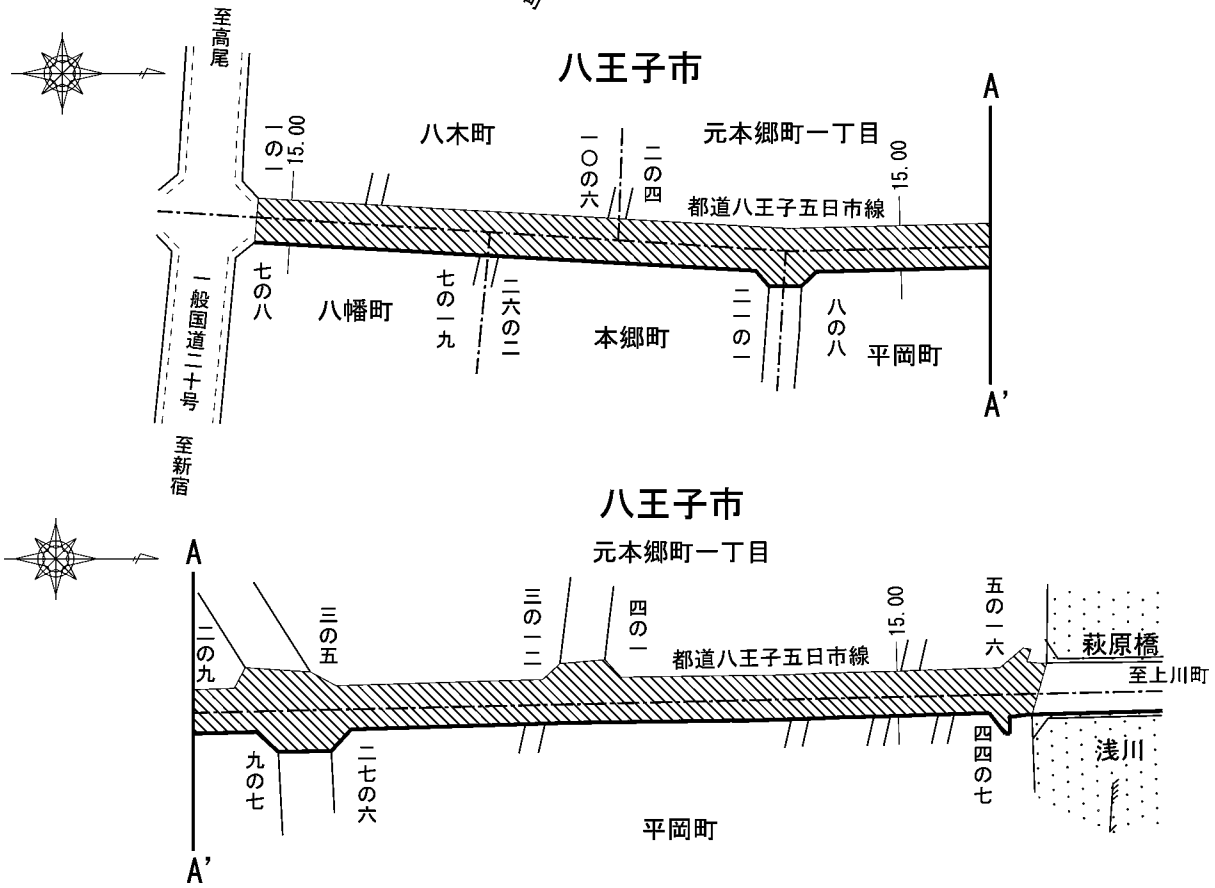
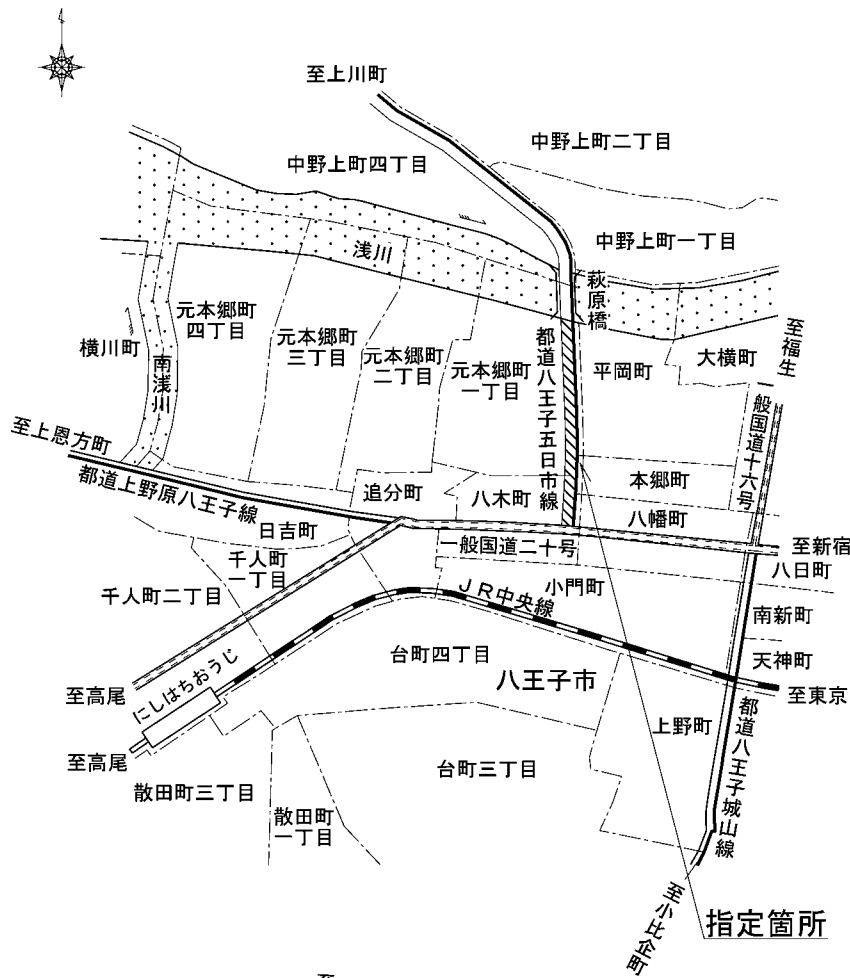
<p>一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子 杉並区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百二十一号線</p> <p>三 事業施行期間 令和四年七月一日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 杉並区高円寺南五丁目及び高円寺北一丁目各地内 使用の部分 なし</p>	<p>●東京都告示第千十六号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき金町六丁目駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。 令和四年七月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 組合の名称 金町六丁目駅前地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 平成二十七年十一月二十日から令和四年七月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 葛飾区金町六丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 葛飾区金町六丁目七番二十二号比留間ビル二階</p>	<p>五 変更の内容 平成二十七年十一月二十日 事業施行期間を令和四年十二月三十一日まで延長する。</p> <p>六 事業計画の変更の認可の年月日 令和四年七月一日</p> <p>●東京都告示第千十七号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和四管理年度(令和四年七月一日から令和五年六月三十日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。 令和四年七月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>特定水産資源の名称 知事管理区分 知事管理漁獲可能量 まさば及びごまさば太平洋系群 東京都さば漁業 現行水準</p>	<p>●東京都告示第千十八号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。 令和四年七月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 路線名 都道八王子五日市線</p> <p>二 指定する区間 八王子市八幡町七番八地先から同市元</p>	<p>三 指定の概要 本郷町一丁目五番十六地先まで 別図表示のとおり</p>
---	--	--	---	--

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道八王子五日市線  
八王子市八幡町～元本郷町一丁目



(電線共同溝予定名称 八王子五日市・一号)  
延長 五四一・三四メートル



## 出 張（公）

### ●東京都公安委員会告示第224号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

#### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
  - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
  - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

- 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- 4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

- 5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

令和4年8月3日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

- 6 申請手続

- (1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時

令和4年7月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

（3）受付場所

- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

- (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年7月4日（月曜日）から配布する。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

- 7 審査手数料

21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視

庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考2に規定する額を減額する。

- 8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

●東京都公安委員会告示第225号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和4年8月3日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和4年7月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年7月4日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

公 告

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)
- 9 合格証明書の交付  
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。
- 10 問合せ先  
警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03(3581)4321 内線7250-5265

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

- 一 名称  
東京都知事 小 池 百合子
- 二 代表者の氏名  
松中 権、橋本 美穂
- 三 主たる事務所の所在地  
渋谷区神宮前二丁目三十三番十八号
- 四 認定の有効期間  
令和四年三月三日から令和九年三月二日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年七月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
玉川高島屋ショッピングセンター
- 二 店舗所在地  
世田谷区玉川三丁目十七番一号
- 三 設置者名  
東神開発株式会社ほか二名
- 四 設置者住所  
世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社銀座マギーほか百九十二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社銀座マギーほか百九十三名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社かねまつ ほか十八名
- 八 変更前の小売業者の住所  
世田谷区瀬田五丁目三十九番二十号(株式会社レリアン)ほか

九 変更後の小売業者の住所  
目黒区青葉台三丁目六番二十八号  
住友不動産青葉台タワー二階(株式会社レリアン)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名  
兼松 孝次(株式会社かねまつ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名  
兼松 真也(株式会社かねまつ)ほか

十二 変更日  
令和四年三月一日ほか

十三 届出日  
令和四年六月十七日

十四 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間  
令和四年七月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名  
玉川高島屋ショッピングセンター  
マロニエコート
- 二 店舗所在地  
世田谷区玉川二丁目二十七番五号
- 三 設置者名  
東神開発株式会社
- 四 設置者住所  
世田谷区玉川三丁目十七番一号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社良品計画
- 六 変更前の小売業者の代表者名  
松崎 暁
- 七 変更後の小売業者の代表者名  
堂前 宣夫
- 八 変更日  
令和三年九月一日

九 届出日

令和四年六月十七日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和四年七月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十二 縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年七月一日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 (仮称)ベルク東大和立野店

二 店舗所在地 東大和市立野二丁目二番十三ほか

三 設置者名 株式会社ベルク

四 意見

ア 聴取者 東大和市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年六月十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平

成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

(仮称)東久留米本町三丁目計画

二 店舗所在地

東久留米市本町三丁目一番一ほか株式会社リアクト

三 設置者名

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

令和四年六月十四日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

令和四年七月一日から同年八月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

